

市第24号議案

横浜市が設置する専用水道の水道技術管理者の資格に関する条例の一部改正

横浜市が設置する専用水道の水道技術管理者の資格に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年9月10日提出

横浜市長 山中竹春

横浜市条例（番号）

横浜市が設置する専用水道の水道技術管理者の資格に関する条例の一部を改正する条例

横浜市が設置する専用水道の水道技術管理者の資格に関する条例（平成24年12月横浜市条例第80号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第1号中「。以下同じ」及び「の土木工学科若しくはこれに相当する課程において衛生工学若しくは水道工学に関する学科目を修めて卒業した後、」を削り、「において土木工学科若しくは」を「において土木工学科又は」に、「、2年」を「、3年」に改め、同項中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号を第3号とし、同項第5号中「第1号、第3号又は前号」を「前3号」に改め、「土木工学以外の」を削り、「に関する学科目又はこれらに相当する学科目」を「の課程又はこれらに相当する課程（土木工学科及び土木科並びにこれらに相当する課程を除く。）」に、「第3号に」を「第2号に」に改め、同号を同項第4号とし、同項第6号中「水道の工事に関する技術上の実務又は」を削り、同号を同項第5号とし、同項第7号中「第9条各号及び」を削り、同号を同項第6号とし、同条第2項中「1,000立方メートル」を「10,000立方メ

ートル」に改め、「2年」とあるのは「1年」と、同項第2号中」を削り、「同項第3号」を「同項第2号」に、「同項第4号」を「同項第3号」に、「同項第5号」を「同項第4号」に、「同項第6号」を「同項第5号」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

提 案 理 由

水道法施行令の一部改正に伴い、横浜市が設置する専用水道の水道技術管理者の資格を改めるため、横浜市が設置する専用水道の水道技術管理者の資格に関する条例の一部を改正したいので提案する。

学校を卒業した者については4年以上、第2号に規定する学校を卒業した者（同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した者）については6年以上、前号に規定する学校を卒業した者については8年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(5)
(6) 10年以上 水道の工事に関する技術上の実務又は水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(6)
(7) 水道法施行規則（昭和32年厚生省令第45号）第9条各号及び第14条各号の定めるところにより、前各号に掲げる者と同等以上の技能を有すると認められる者

- 2 1日最大給水量が $\frac{10,000 \text{ 立方メートル}}{1,000 \text{ 立方メートル}}$ 以下である専用水道については、前項第1号中 「2年」とあるのは「1年」と、同項第2号中「3年」とあるのは「1年6箇月」と、同項第2号中「5年」とあるのは「2年6箇月」と、同項第3号中「7年」とあるのは「3年6箇月」と、同項第4号中「4年」とあるのは「2年」と、「6年」とあるのは「3年」と、「8年」とあるのは「4年」と、同項第5号中「10年」とあるのは「5年」とそれぞれ読み替えるものとする。